

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成28年度)

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	5012405001732	(公社)日本監査役協会	301005017481	会費(年会費)	100,000	100,000	平成28年8月24日	当該法人の発行する定期刊行物購読や主催する講演会等への参加により監査方法等の情報収集を行い監事監査の向上を図るため。	公社	国認定
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	5012405001732	(公財)航空輸送技術研究センター	1010405000254	法人賛助会員年会費	100,000	100,000	平成28年8月10日	法人賛助会員継続加入に係る年会費として。	公益	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。